

新型コロナウイルス感染症に係る発生状況等について

1 国内の感染者の状況

(1) 全国の状況(チャーター便帰国者を除く)

R2.5.31 0時現在(人)

	PCR検査 陽性者	入院治療等を要する者		退院又は療養解除 となった者の数	死亡者数	確認中
			うち重症者			
国内事例	16,650	1,452	119	14,290	891	21

(2) 東北地域の状況

R2.5.30 24時現在(人)

自治体	5/8(金)時点	5/15(金)時点	5/22(金)時点	5/30(土)時点
青森県	27	27	27	27
秋田県	16	16	16	16
岩手県	-	-	-	-
宮城県	88	88	88	88
山形県	69	69	69	69
福島県	81	81	81	81
合計	281	281	281	281

2 これまでの対応状況

(1) 県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア 開設日

令和2年2月8日

イ 相談対応件数(コールセンターの運用開始:5月14日~)

相談 対応日	2/8土 ~ 5/22金	5/23 土	5/24 日	5/25 月	5/26 火	5/27 水	5/28 木	累計
コール センター	333	37	22	47	33	28	23	523
各保健所等	7,650	9	4	45	28	44	33	7,813
合計	7,983	46	26	92	61	72	56	8,336

ウ 主な相談内容

- ・ これまでとは違う感じの体調不良が続いており、PCR検査を受けたい。
- ・ 発熱があり、会社から出勤停止を命じられている。PCR検査を受けて早く職場に復帰したい。

(2) 県内の一般相談窓口への相談状況

ア 開設日

令和2年1月21日

イ 相談対応件数（コールセンターの運用開始：5月14日～）

相談 対応日	2/8 土 ～ 5/22 金	5/23 土	5/24 日	5/25 月	5/26 火	5/27 水	5/28 木	累計
コ ー ル セ ン タ ー	211	12	12	20	20	30	25	330
各保健所等	5,507	4	2	14	20	15	11	5,573
合 計	5,718	16	14	34	40	45	36	5,903

ウ 主な相談内容

- ・ 県外から帰県するので2週間自粛しようと思うが、県で用意している宿泊施設はあるか。
- ・ 家族が仕事で県外に行くが、行政機関や子どもの通う学校への届出等は必要か。

(3) 新型コロナウイルスの検査状況

- ・ 検査結果は、これまで**全てウイルス不検出**（6月1日 6時現在）

検査結果 判明日	2/13 ～ 5/22 金	5/26 火	5/27 水	5/28 木	5/29 金	5/30 土	5/31 日	合計
行政検査件数	443	2	4	3	1	1	1	455
民間検査件数	186 (9)	1 (1)	1	20	1	8 (4)	0	217 (14)
合 計	629 (9)	3 (1)	5	23	2	9 (4)	1	672 (14)
検査結果 (検出)	—	—	—	—	—	—	—	0

※民間検査件数のうち、() 書きは、地域外来・検査センターでの受付分

(4) サーベイランス、感染制御対策等（令和2年度実績）

- ア 4月15日（水）、青森県からの要請に基づき、いわて感染制御支援チーム（ICAT）を青森県十和田市に派遣。高齢者福祉施設における感染管理強化を支援。
- イ 5月16日（土）、一関市臨時診療所（地域外来・検査センター）の開設準備として実施した防護服着脱訓練に、講師としてICATメンバー4人を派遣。
- ウ 5月22日（金）、奥州金ヶ崎発熱外来診療所（地域外来・検査センター、仮称）の開設準備として実施した防護服着脱訓練に、講師としてICATメンバー2人を派遣。
- エ 5月30日（土）、盛岡地域外来・検査センターの開設準備として実施した防護服着脱訓練に、講師としてICATメンバー4人を派遣。

(5) 医療用マスクの医療機関への提供状況について

(1) 総括表

供給元	受入枚数	配付先(医療機関等)※1	配付枚数
厚生労働省	40,000	病院(指定医療機関、一般医療機関、岩手県医療局)	749,900
国、県、市町村備蓄分	87,250	岩手県医師会(診療所)	164,700
国一括購入分(第1弾～第5弾)	1,129,000	岩手県医師会(地域外来・検査センター)	5,000
国一括購入分(臨時対応分)	103,000	岩手県歯科医師会(歯科診療所)	131,000
寄贈(岩手県競馬組合、大連良運集团有限公司、上海大可堂茶業有限公司、ビーワイデージャパン株式会社、台湾政府、中国大連市人民政府)	52,300	岩手県薬剤師会(薬局)	89,000
県購入	100,000	岩手県看護協会(訪問看護ステーション)	30,000
		病院等への上乗せ配付を予定(臨時対応分)	103,000
		在庫状況調査に基づき配付予定	238,950
計	1,511,550	計	1,511,550

※1各医療機関等へのサージカルマスクの配布は、2～3週間以上の在庫量を確保できるよう調整

(2) これまでの配布状況(1/2)

提供元	受入日	受入枚数	配付先	配付日 (寄付のあった日)	配付枚数 ()は保留分
厚生労働省	3月18日	40,000枚	岩手医科大学	3/18,27 4/3,10	40,000枚
県・市町村在庫分	3月16日	46,150枚	岩手県医師会(診療所)	3月16日	23,000枚
			訪問看護ステーション	4月27日	8,200枚
			一般医療機関	4月30日	1,000枚
			(在庫状況調査に基づき配付予定)	—	(13,950枚)
国省庁備蓄分	3月16日	41,100枚	指定医療機関等	3月17日	34,400枚
			岩手県医師会(診療所)	3月23日	6,700枚
第1弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	3月19日	208,000枚	指定医療機関等	3月27日	35,000枚
			一般医療機関		108,000枚
			岩手県医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県歯科医師会(診療所)		26,000枚
			岩手県薬剤師会(薬局)		14,000枚
岩手県競馬組合からの寄付	3月24日	1,800枚	訪問看護ステーション	4月27日	1,800枚
第2弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	3月31日	208,000枚	指定医療機関等	4月7日	10,000枚
			一般医療機関		43,000枚
			岩手県医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県歯科医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県薬剤師会(薬局)		15,000枚
			岩手県医療局		90,000枚
第3弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	4月7日	208,000枚	指定医療機関等	4月14日	26,000枚
			一般医療機関		117,000枚
			岩手県医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県歯科医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県薬剤師会(薬局)		15,000枚

(2)これまでの配布状況(2/2)

大連良運集団有限公司、上海大可堂茶業有限公司からの寄贈	4月14日	10,000枚	(在庫状況調査に基づき配付予定)	—	(10,000枚)
ビーワイデージャパン株式会社からの寄贈	4月16日	10,000枚	(在庫状況調査に基づき配付予定)	—	(10,000枚)
第4弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	4月16日	208,000枚	指定医療機関等	4月20日	26,000枚
			一般医療機関		97,000枚
			岩手県医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県歯科医師会(診療所)		25,000枚
			岩手県薬剤師会(薬局)		15,000枚
			岩手県医療局		20,000枚
台湾政府からの寄贈	4月24日	10,500枚	指定医療機関等	5月7日	10,500枚
国一括購入分 (全国で660万枚分)	5月1日	103,000枚	(病院等への上乗せ配付を予定)	—	(103,000枚)
第5弾 国一括購入分 (全国で3000万枚分)	5月12日	297,000枚	指定医療機関等	5月14日	10,000枚
			一般医療機関		40,000枚
			岩手県医師会(診療所)		35,000枚
			岩手県医師会(地域外来・検査センター)		5,000枚
			岩手県歯科医師会(診療所)		30,000枚
			岩手県薬剤師会(薬局)		30,000枚
			岩手県看護協会(訪問看護ステーション)		20,000枚
			岩手県医療局		42,000枚
			(在庫状況調査に基づき配付予定)		—
県購入	5月13日	100,000枚	(在庫状況調査に基づき配付予定)	—	(100,000枚)
中国大連市人民政府からの寄贈	5月14日	20,000枚	(在庫状況調査に基づき配付予定)	—	(20,000枚)

(6) 国の対応

- 1月6日 ・ 各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
- 1月7日 ・ 各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
- 1月16日 ・ 国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出（通常の感染対策の呼びかけ等）
- 1月21日 ・ 関係閣僚会議を開催
- 1月30日 ・ 「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」（本部長：首相）を設置
・ 全国知事会が「**新型コロナウイルス緊急対策会議**」を設置
- 1月31日 ・ **WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言**
・ 外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「**渡航自粛**」に引き上げ（湖北省は渡航中止勧告）
- 2月1日 ・ **新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」等に指定する政令施行**
・ 出入国管理法に基づく入国規制の実施（湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者）
・ 都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請
 - ① 次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置
 - ② 「**帰国者・接触者外来**」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置
- 2月13日 ・ **新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正**
・ **新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「浙江省」を追加**
- 2月16日 ・ **感染症対策専門家会議**を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
- 2月19日 ・ **第2回感染症対策専門家会議**を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議
・ 相談・受診の目安について協議
- 2月24日 ・ **第3回感染症対策専門家会議**を開催し、感染対策の基本方針について協議
- 2月25日 ・ 政府対策本部において、「**新型コロナウイルス感染症対策の基本方針**」を決定
- 2月27日 ・ 安倍首相が国の対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から**臨時休校**するよう要請
- 2月29日 ・ 安倍首相 記者会見（臨時休校や**PCR**の保険適用等について）

- 3月6日
 - ・ 新型コロナウイルスに係るPCR検査の保険適用開始
 - ・ 都道府県に対し、新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えた時に備えた医療提供体制等の検討を要請
- 3月9日
 - ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
(「新型コロナウイルス感染症対策の見解」を公表)
- 3月10日
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」
- 3月14日
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法施行
- 3月19日
 - ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表)
 - ・ 日本国内の感染状況は、引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られ、今後地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながる可能性があると考えている。
 - ・ 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという方針を続けていく必要があり、
 - ① クラスター（集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容
 の3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。
 - ・ 都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備を要請
 - ・ 県内の患者受入れを調整する「都道府県調整本部」を各都道府県に設置。
(集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等により構成)
 - ・ 厚労省において地方厚生局の区域を単位とする「広域調整本部」を設置。
 - ・ 入院患者、重症者の受入医療機関の確保等
 - ・ 患者搬送体制の確保 等
- 3月26日
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に基づき、政府対策本部を設置
- 3月28日
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定
- 4月1日
 - ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表)
 - ・ 日本国内の感染状況は、今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が近々の課題となっている。

- ・ いわゆる「**医療崩壊**」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えると、**爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想**される。

- ・ **都道府県に関連する主な提言**

- ・ 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等を示すとともに、地域の医療体制の対応を検討する上で、**あらかじめ把握しておくべき事項**が示された。
 - ① 重症者数
 - ② 入院者数
 - ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
 - ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO 数と、その稼働状況
 - ⑤ 医療従事者の確保状況
 - ・ **市民の行動変容**の取組強化
 - ・ **重症者を優先**した医療提供体制の確保
 - ・ **医療崩壊**に備えた市民との認識共有
 - ・ クラスター対応する**保健所等の強化**

- 4月7日
 - ・ **新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の公表**
 - ・ 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、**緊急事態宣言**を発出
- 4月16日
 - ・ 4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から**全都道府県に拡大**
- 4月22日
 - ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
(「**新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**」を公表)
 - ・ それ(特定警戒都道府県)以外の34県でも感染者数の増加を認めている地域があり、**集団発生の契機として東京都を含む都市部との間での人の移動に伴うもの**が多かった。
 - ・ 地域別にみれば、東京都や大阪府などの都心部における娯楽施設、公園における人口密度の減少は顕著である一方で、**地方ほど不十分であることが示唆**された。
 - ・ 今後、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、こういった**帰省や旅行による人の移動により、全国に感染が拡がる**ことが強く懸念される。

- 5月1日
- ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表)
 - ・ 減少のスピードは、3月20日過ぎから生じた発症者数の急増のスピードに比べれば、緩やか。
 - ・ 検査件数が徐々にではあるが増加している中で、新規感染者が減少傾向にあることは間違いないと判断
 - ・ 医療提供体制への影響については、しばらくは、新規感染者を減少させるための取組を継続することの必要性が示唆。
 - ・ 感染状況は地域で異なるため、全ての地域の新規感染者数が限定的となるまでは、【感染の状況が厳しい地域】、【新規感染者数が限定的となった地域】の2つの地域が混在していくことを想定。
 - ・ 新規感染者数が限定的となった地域でも、再度のまん延が生じないようにするためには、長丁場の対応を前提とした、「新しい生活様式」の定着が必要。
- 5月4日
- ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表)
 - ・ 感染拡大を予防する新たな生活様式について実践例が示された。
 - ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが示された。
 - ・ **新型コロナウイルス感染症対策本部**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定)
 - ・ 緊急事態措置の実施期間が5月31日まで延長された。
- 5月14日
- ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表)
 - ・ 緊急事態措置の解除の考え方が示された。
 - ・ 感染拡大・医療崩壊の防止に向けた対策が示された。
 - ・ **新型コロナウイルス感染症対策本部**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定)
 - ・ 4月16日に全都道府県に拡大した緊急事態措置が39県で解除された。
- 5月21日
- ・ **新型コロナウイルス感染症対策本部**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定)
 - ・ 緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更が行われた。
- 5月25日
- ・ **新型コロナウイルス感染症対策本部**
 (「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定)
 - ・ 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づく緊急事態解除宣言を発出

- 5月29日
- ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を発表)
 - ・ 次なる波に備えた今後の政策のあり方が示された。
 - 検査体制の更なる強化
 - 医療提供体制の更なる強化
 - 保健所機能・サーベイランス・感染予防対策の更なる強化
 - 治療法・治療薬の確立、ワクチン等の開発の促進
 - 感染時の重症化リスクの高い集団等に対する感染予防対策（院内感染対策等）
 - 水際対策の見直しの方向性
 - ・ 緊急事態宣言解除後における市民生活・事業活動における留意事項が示された。
 - ・ 都道府県等の体制整備のためのチェックリストが示された。

(7) 県の対応

- 1月9日 ・ 県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請
- 1月21日 ・ 県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施
- 1月24日 ・ 県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請
- 1月25日 ・ 上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施
～
2月8日
- 1月29日 ・ 感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認
- 2月2日 ・ 厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から1名が2日間対応
- 2月5日 ・ 「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取組み等を情報共有
- 2月6日 ・ **第2回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認
- 2月7日 ・ 「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議
- 2月8日 ・ 「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始
- 2月10日 ・ 県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等**による「**連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有
- 2月11日 ・ 「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議
- 2月18日 ・ **岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部**を設置し、第1回本部員会議を開催
 - ・ **第2回専門委員会**開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る県内の医療体制について)
- 2月22日 ・ **第3回医療連絡会議**を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議
- 2月26日 ・ **県対策本部第2回本部員会議**開催
- 3月6日 ・ **県対策本部第3回本部員会議**開催
(知事から「**県民の皆様へのメッセージ**」発出)
- 3月13日 ・ **県対策本部第4回本部員会議**開催
(国の緊急対応策第2弾を踏まえた**対応方針**について)
(**新型インフルエンザ等対策特別措置法**の改正案の内容について)
- 3月17日 ・ **第3回専門委員会**開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る課題と今後の対応等について)

- 3月23日 ・ **県対策本部第5回本部員会議開催**
(国の緊急対応策第2弾を踏まえた補正予算について)
- 3月26日 ・ **新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づき、県対策本部を設置**
- 3月28日 ・ **県対策本部第6回本部員会議開催**
(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部の設置について)
- 3月30日 ・ **県対策本部第7回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症に係る対応等について)
- 4月3日 ・ **県対策本部第8回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(素案)について)
- 4月8日 ・ **県対策本部第9回本部員会議開催**
(新型インフルエンザ等緊急事態宣言について)
- 4月10日 ・ **県対策本部第10回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
- 4月14日 ・ **県と市町村との意見交換会開催**
(県内で感染者が発生した場合の具体的対応策に係る市町村への情報提供等)
- 4月14日 ・ **第1回岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会開催**
(新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の素案について)
- 4月17日 ・ **県対策本部第11回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
- 4月23日 ・ **県対策本部第12回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
(岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置及び事業者支援策について)
- 4月24日 ・ **第4回専門委員会開催**
(新型コロナウイルス感染症に係る検査体制について)
- 4月30日 ・ (一社)岩手県医師会への新型コロナウイルス感染症対策に係る協力依頼
(発熱外来及び宿泊療養施設の設置等に向けて、体制構築及び実施に係る支援・協力の依頼)
- 5月5日 ・ **県対策本部第13回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
(岩手県における医療提供体制の取組について)
(岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置について)

- 5月9日 ・ 緊急都市医師会長協議会
(発熱外来及び軽症者等のための宿泊療養施設の運営に係る運営協力を依頼)
- 5月14日 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係るコールセンターの運用開始
(帰国者・接触者相談センター等の相談受付業務を外部委託し、オペレーター業務を開始)
- 5月15日 ・ **県対策本部第14回本部員会議開催**
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
(岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策について)
(関係部局における今後の主な取組の方向性について)
- 5月18日 ・ **第2回岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会開催**
(新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について (案))
(発熱外来 (地域外来・検査センター) の設置について)
(軽症者等の宿泊療養施設について)
(新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について)
- 5月18日 ・ **発熱外来 (地域外来・検査センター) を開設**
(両磐地域 一関市臨時診療所)
(宮古地域 宮古市地域外来・検査センター)
- 5月26日 ・ **県対策本部第15回本部員会議開催**
(岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
(岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策について)